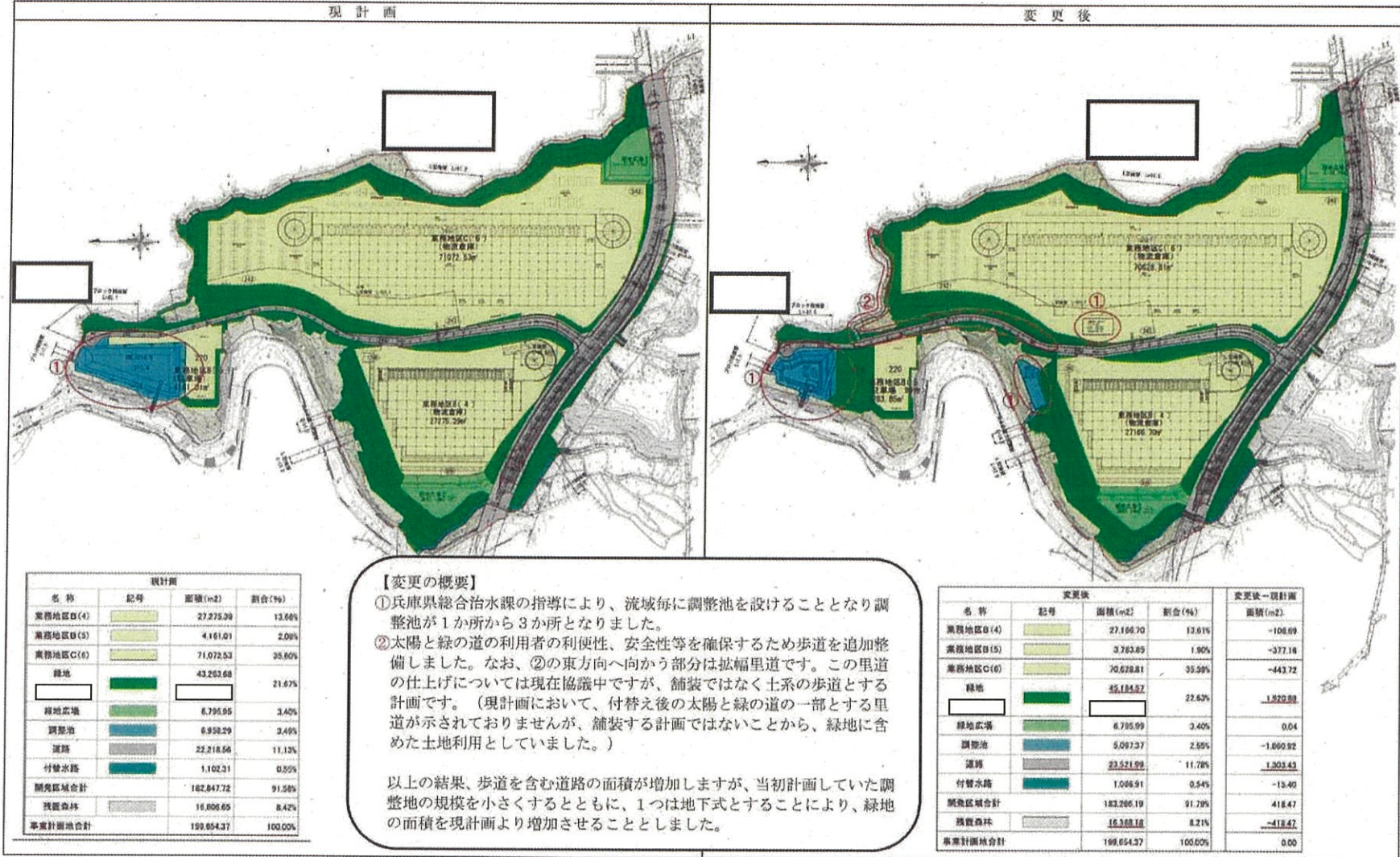


(仮称) 神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る
判定願添付資料の追加説明資料

令和2年1月

アイリスパートナーズ株式会社

【事業計画の変更】



【変更の概要】

- ①兵庫県総合治水課の指導により、流域毎に調整池を設けることとなり調整池が1か所から3か所となりました。
- ②太陽と緑の道の利用者の利便性、安全性等を確保するため歩道を追加整備しました。なお、②の東方向へ向かう部分は拡幅里道です。この里道の仕上げについては現在協議中ですが、舗装ではなく土系の歩道とする計画です。（現計画において、付替え後の太陽と緑の道の一部とする里道が示されておりませんが、舗装する計画ではないことから、緑地を含めた土地利用としていました。）

以上の結果、歩道を含む道路の面積が増加しますが、当初計画していた調整地の規模を小さくするとともに、1つは地下式とすることにより、緑地の面積を現計画より増加させることとしました。

現計画			
名称	記号	面積(m ²)	割合(%)
業務地区B(4)		27,275.39	13.66%
業務地区B(5)		4,161.01	2.00%
業務地区C(6)		71,072.53	35.80%
緑地		43,263.68	21.67%
緑地広場		8,795.95	3.40%
調整池		6,959.29	2.49%
道路		22,218.66	11.13%
付替水路		1,102.31	0.55%
開典区域合計		182,847.72	91.58%
残置森林		16,806.65	8.42%
事業計画地合計		199,654.37	100.00%

変更後				変更後-現計画 面積(m ²)
名称	記号	面積(m ²)	割合(%)	
業務地区B(4)		27,166.70	13.61%	-108.69
業務地区B(5)		3,763.89	1.90%	-377.18
業務地区C(6)		70,628.81	35.39%	-443.72
緑地		45,183.52	22.63%	1,920.84
緑地広場		8,795.99	3.40%	0.04
調整池		5,097.37	2.55%	-1,861.92
道路		23,521.98	11.78%	1,303.33
付替水路		1,066.91	0.54%	-13.40
開典区域合計		183,265.19	91.79%	418.47
残置森林		16,389.18	8.21%	-418.47
事業計画地合計		199,654.37	100.00%	0.00

図1 事業計画変更平面図

調整池の分割の経緯は以下のとおりです。

当初、当該区域の流域は、普通河川岡場川流域と二級河川有野川流域としていました。放流先による区分では、直接放流をする普通河川岡場川流域(都市計画道路を含む流域) A、直接放流をする二級河川有野川流域B及び調整地に放流する二級河川有野川流域Cとしていました。

これに対し、兵庫県総合治水課より二級河川有野川に接しているBとC流域については、尾根筋に添って流域を分かちように指導があり、流域毎に調整池を設置することとなりました。

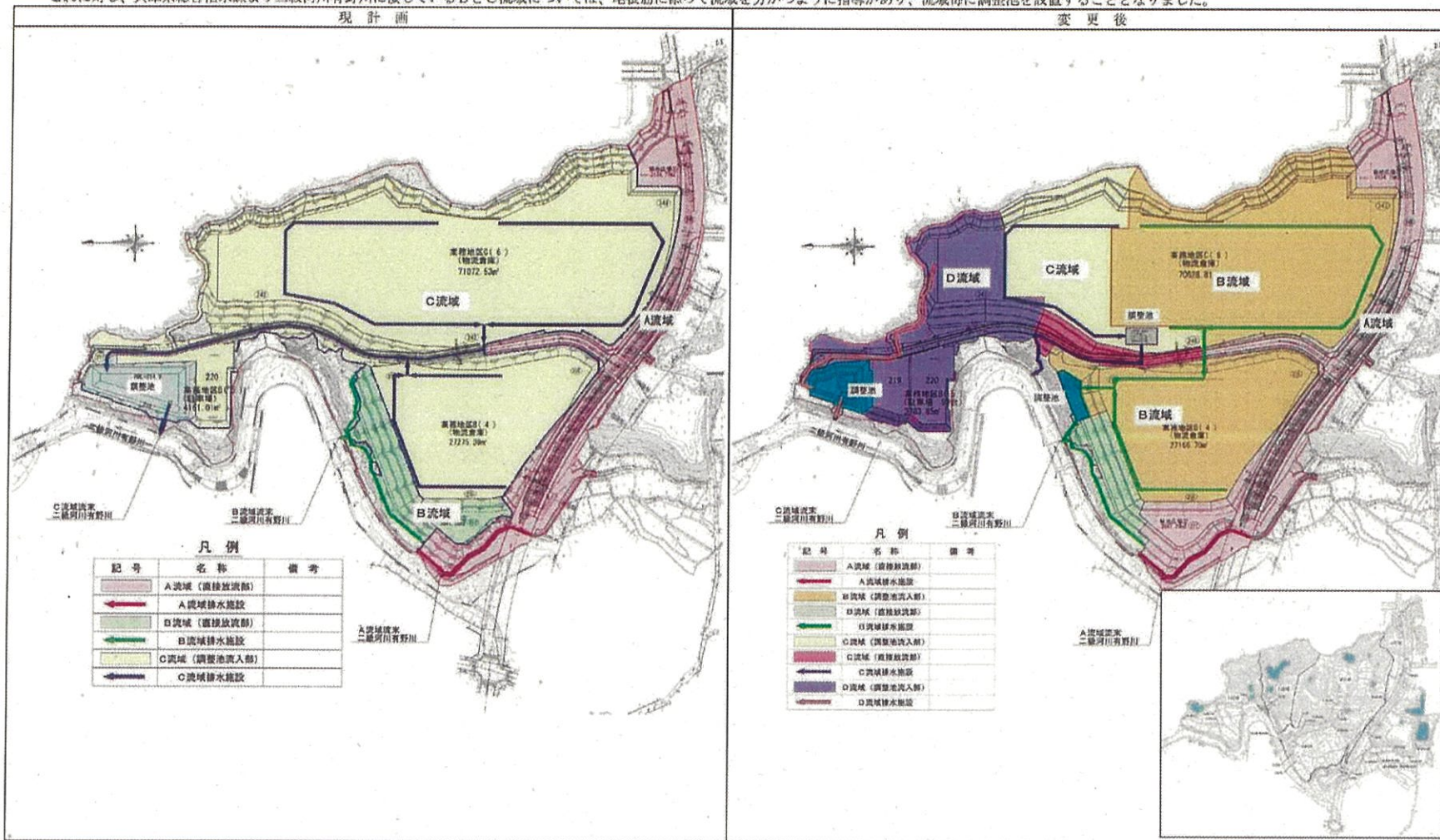


図2 雨水排水計画変更概略図

【ギンランの保全】

(1) ギンラン保全の実施方法

ギンラン保全に関する実施事項の概要は表1のとおりです。

モニタリングは開花状況や種子形成を確認するとともに、周辺樹木の樹高、ササ類繁茂の状況などの生育環境を把握します。

また、生育地は年1回程度の下草刈りを行うとともに、モニタリングの結果をもとに周辺樹木の剪定等周辺環境の維持管理により現状を維持することに努めます。

表1 ギンラン保全実施事項の概要

項目	工事期間中		目的
	工事期間中	供用後	
モニタリング	生育状況調査	年4回(4季)実施予定	開花状況や種子形成の確認 周辺樹木の樹高、ササ類繁茂状況の確認
	生育環境調査		
周辺環境の維持管理	生育地草刈	年1回程度冬季実施	ササ類繁茂による生育阻害の抑制
	生育地周辺樹林維持	モニタリング結果を受けて適宜実施	樹林成長による生育地への日照阻害の抑制 樹林衰退による生育地への過剰日照の抑制

(2) 実施スケジュール、実施体制

表2に示す実施スケジュールのとおり、工事期間中はアイリスパートナーズ及びセンターポイント・ディベロップメントが実施し、供用後はセンターポイント・ディベロップメントが毎年継続して管理及び保全を実施していきます。

事業計画地内につきましては、事業者が所有する土地であるため工事時及び供用後につきましては、表2のとおり、造成工事時及び建築工事時はアイリスパートナーズ及びセンターポイント・ディベロップメントが、供用後はセンターポイント・ディベロップメントが事業者としての責任のもと管理を行ってまいります。

表2 ギンラン保全実施スケジュール

実施主体	工事期間中	供用後
アイリスパートナーズ株式会社	←→	
株式会社センターポイント・ディベロップメント	←→	←→

【カスミサンショウウオの保全】

(1) 保全ゾーンの検討

日本両棲類研究所から図3①の位置における保全池に加え、現況の生息域を活用した保全ゾーンを創出しリスクを分散しておく方が良いとの助言を受け、前回審査会後に日本両棲類研究所とともに現地を確認しました。現地の状況は、平成29年の審査会の現地視察時より耕作放棄が進んでおり、さらに乾燥化してきています。

この現地地を確認した状況では、[]にあつた朽木の下からカスミサンショウウオの成体1個体、亜成体1個体を発見しました。

これらの個体は、事前調査においてカスミサンショウウオが確認された [] で孵化したものが [] まで登ってきているものと考えられます。

このため、カスミサンショウウオの産卵しやすいゾーンを成体が確認された地点に近い事業計画地内の図3②の位置にもさらに一箇所設ける計画としました。

(2) 保全の実施方法

カスミサンショウウオ等の保全は、アイリスパートナーズ及びセンターポイント・ディベロップメントが日本両棲類研究所とコンサルティング契約を結び、その監修のもと以下に示す手順を事後調査計画書に反映し、管理及び保全を実施します。また、保全池の背後地については、地権者の協力を得ながら管理を行っていきます。

フェーズⅠ：工事着工〔6ヶ月間〕までに実施する内容

- ・詳細現地調査、域外生育・生息場所の環境確認
- ・現地での卵移植活動
- ・産卵数調査
- ・水源の確認、水質・水量・水温調査

フェーズⅡ：造成工事中（保全池施工完了まで）〔約24ヶ月間〕まで実施する内容

- ・日本両棲類研究所関連施設（日光・京都・南九州）等における飼育の開始と移殖に向けた継続飼育
- ・ピオトープ設置工事
- ・ピオトープ完成後の卵移植作業
- ・移殖後定着（世代交代確認まで）までの管理

フェーズⅢ：造成工事完了後〔約30ヶ月間〕で実施する内容

- ・定期的な移植場所の管理
- ・定期的な生態調査
- ・イラストマークを用いた追跡調査

(3) 実施スケジュール

表3に示す実施スケジュールのとおり、フェーズⅠからフェーズⅢの実施期間で行います。なお、造成工事完了後（保全池施工は完了）のフェーズⅢにおいて定期的な生態調査の実施に約30ヶ月間を予定していますが、この段階で定着が確認されない場合、定着するまで日本両棲類研究所との契約を延長し、フェーズⅡの卵移植作業や移殖後定着（世代交代確認まで）による環境保全措置を継続、実施していきます。

表3 カスミサンショウウオ保全実施スケジュール

内容	工事着手前(6ヶ月)	工事期間中		供用後(18ヶ月)
		造成工事(24ヶ月)	養殖工事(12ヶ月)	
フェーズⅠ	←→			
フェーズⅡ		←→		
フェーズⅢ			←→	

(4) 実施体制

事業計画地内は、事業者が所有する土地であるため、表4のとおりフェーズIからフェーズIIIまで事業者の責任のもと、日本同様類研究所とともに管理、保全活動を行ってまいります。

表4 実施体制

内容	実施主体	日本同様類研究所の関与
フェーズI	アイリスパートナーズ センターポイント・ディ ベロップメント	・開発計画実施予定地の実地調査 ・アセスメント計画並びに保護計画作成 ・産卵数・成体数調査及び保護の実施
フェーズII	アイリスパートナーズ センターポイント・ディ ベロップメント	・採取後個体の保護飼育（複数箇所での分散飼育） ・ピオトープ設置計画に関する助言及び施工管理 ・ピオトープ管理エリアへの成体定着確認
フェーズIII	アイリスパートナーズ センターポイント・ディ ベロップメント	・成体定着後の定期調査

なお、次ページの図4に示しています事業計画地外のカシミサンショウオオ生息地及びその周辺地域につきましては、まちづくり協議会（自治会）が実施している年2～3回程度の草刈り・清掃作業による環境保全活動にアイリスパートナーズ及びセンターポイント・ディベロップメントも参加して、環境の維持管理に取り組む予定です。

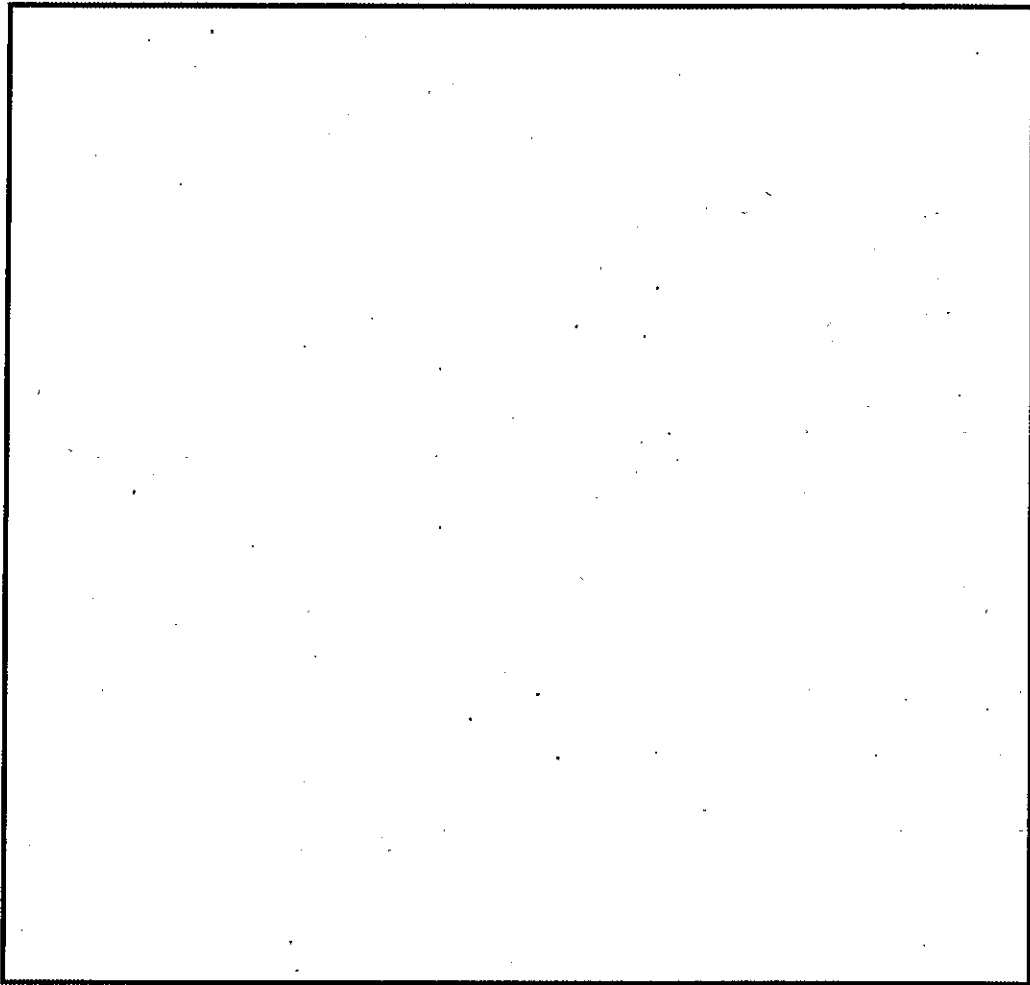


図3 重要保全ゾーン位置図

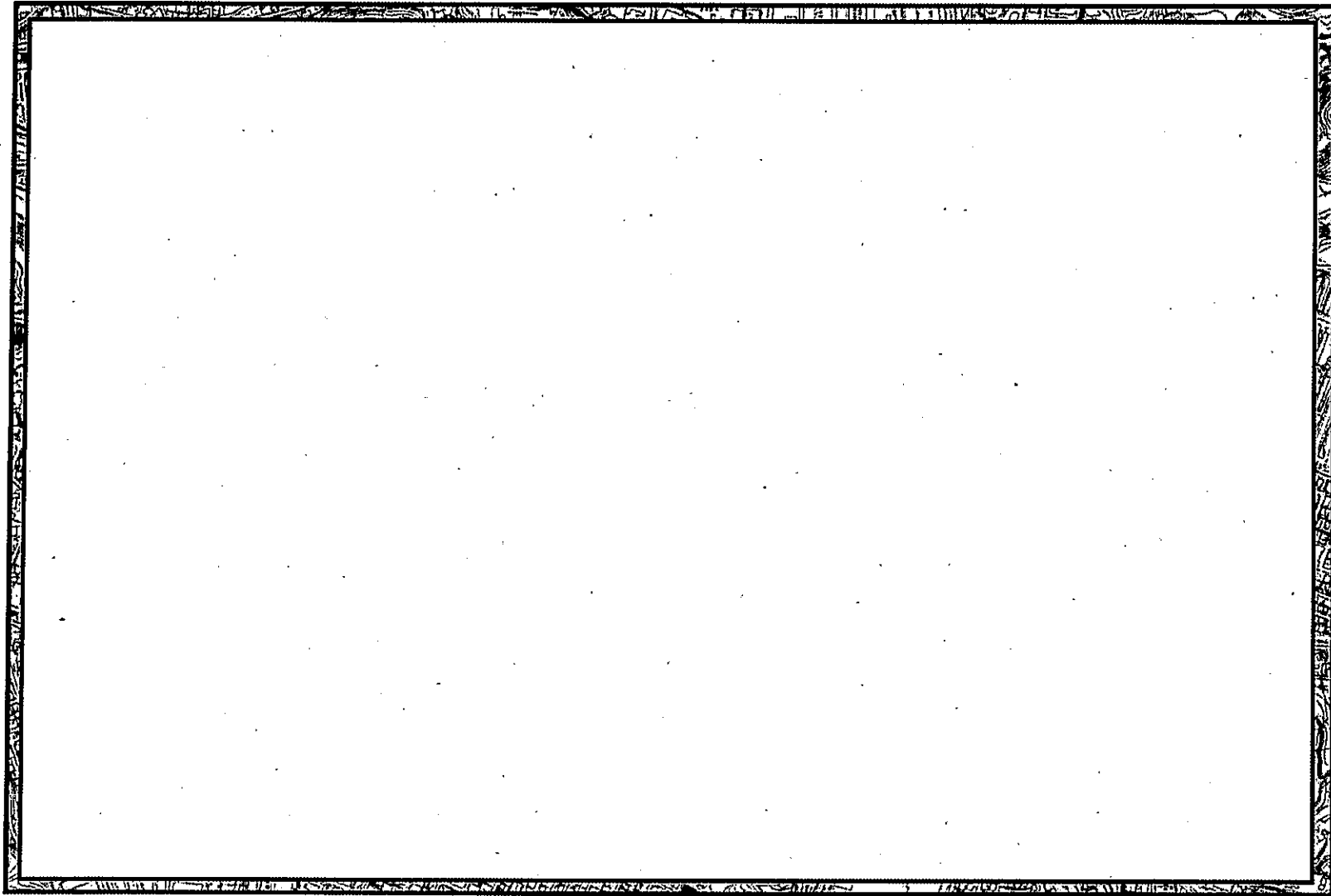


図4 カスミサンショウウオ確認状況

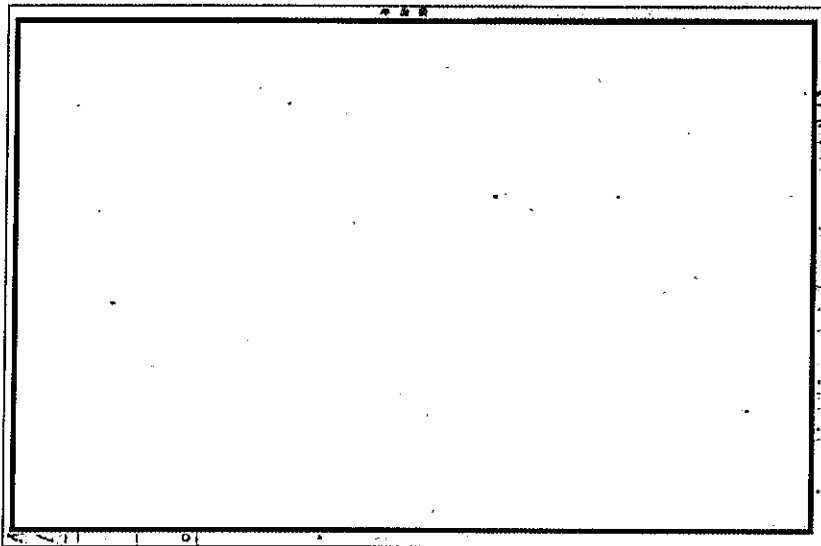


図5(1) 保全ゾーン①計画平面図

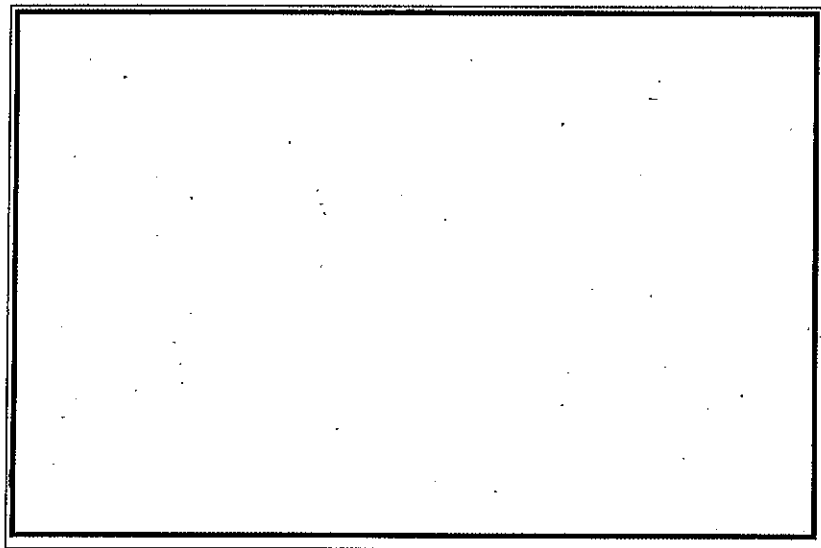


図5(2) 保全ゾーン①計画断面図

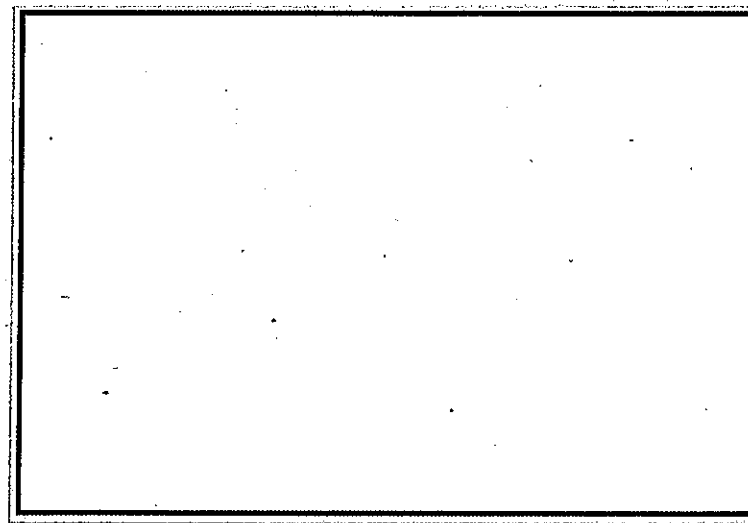


図6(1) 保全ゾーン②計画平面図

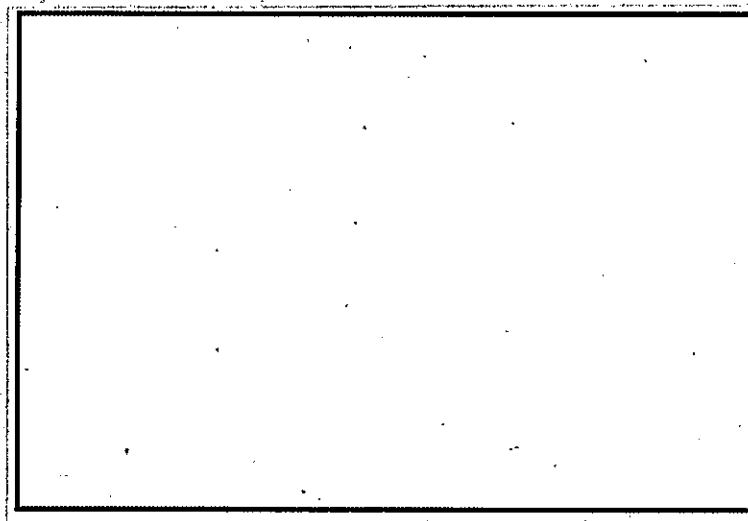


図6(2) 保全ゾーン②計画断面図

【太陽と緑の道付け替え後の道を歩く人の視点】

前回審査会において、「付け替え後の道を歩く人の視点から、両サイドの建物がどのように見えるか」との意見がありましたので、図7に示す位置及び方向で付け替え後の道を歩く人の視点から、両サイドの建物の見えかたについてイメージパースを作成しました。

事業者として、法面緑化・法肩植樹・低木植栽を行い可能な限り圧迫感を感じさせないよう緩和を図っています。

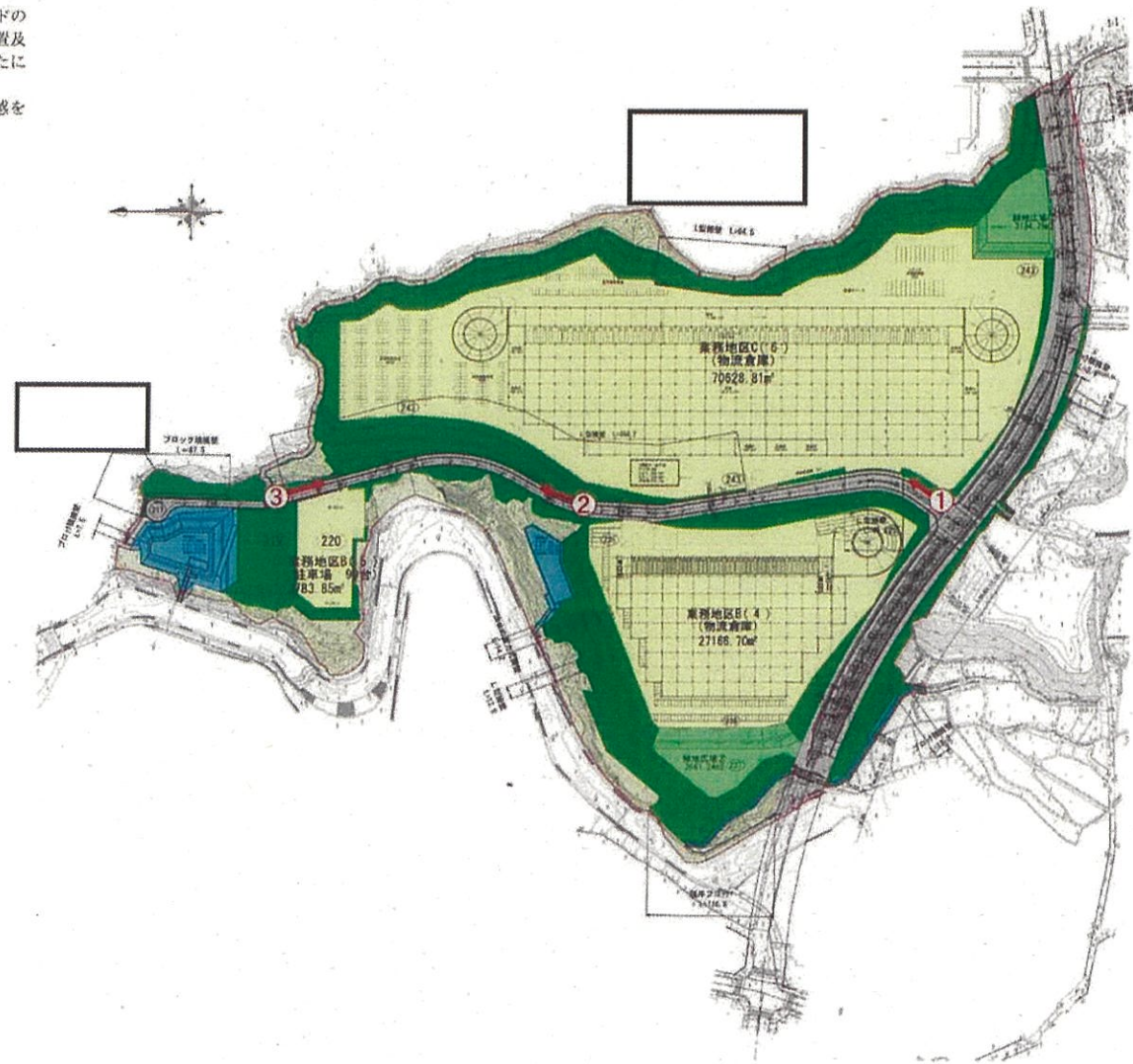


図7 イメージパースの視点場及び方向

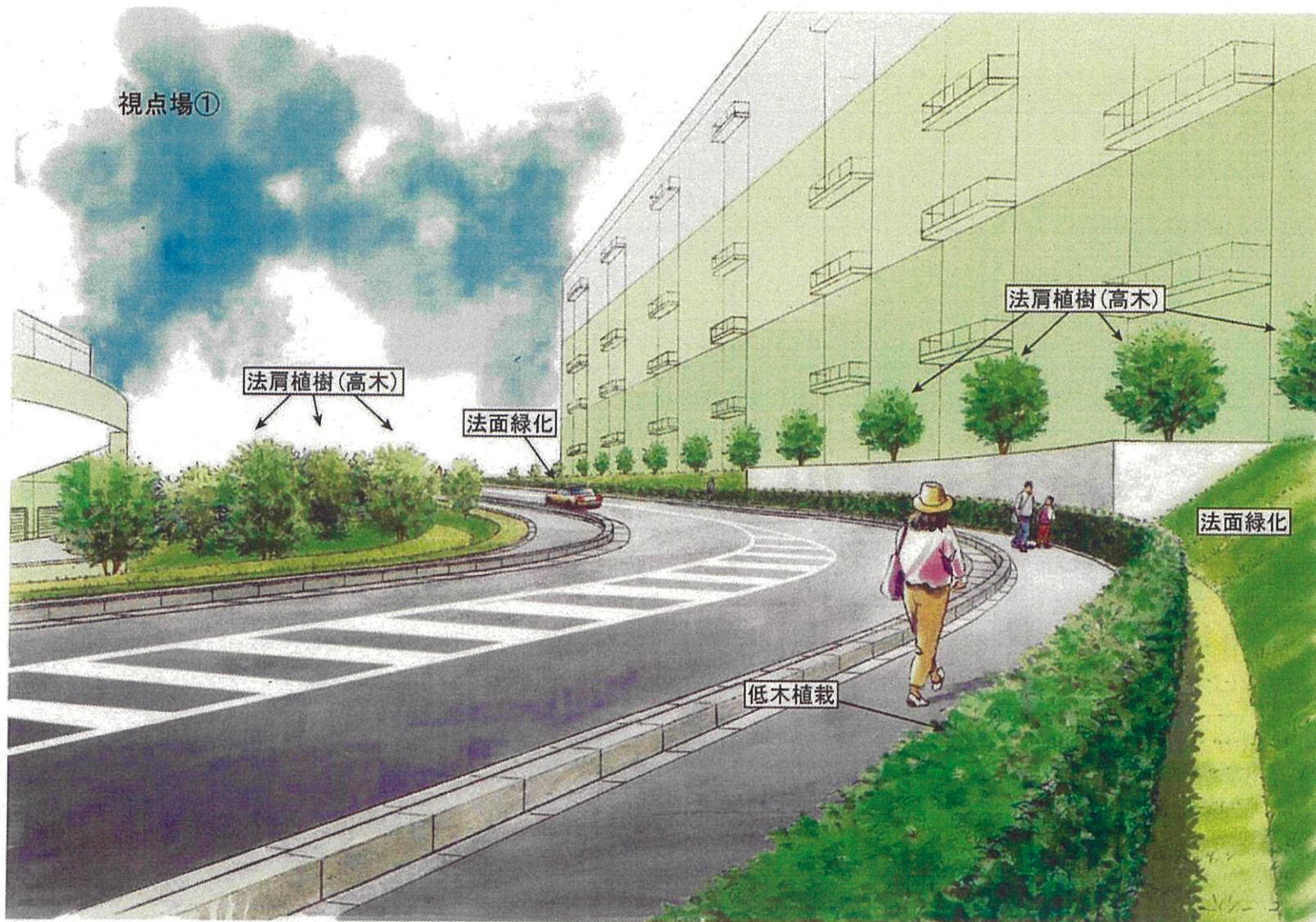


図8 (1) 視点場①のイメージパース

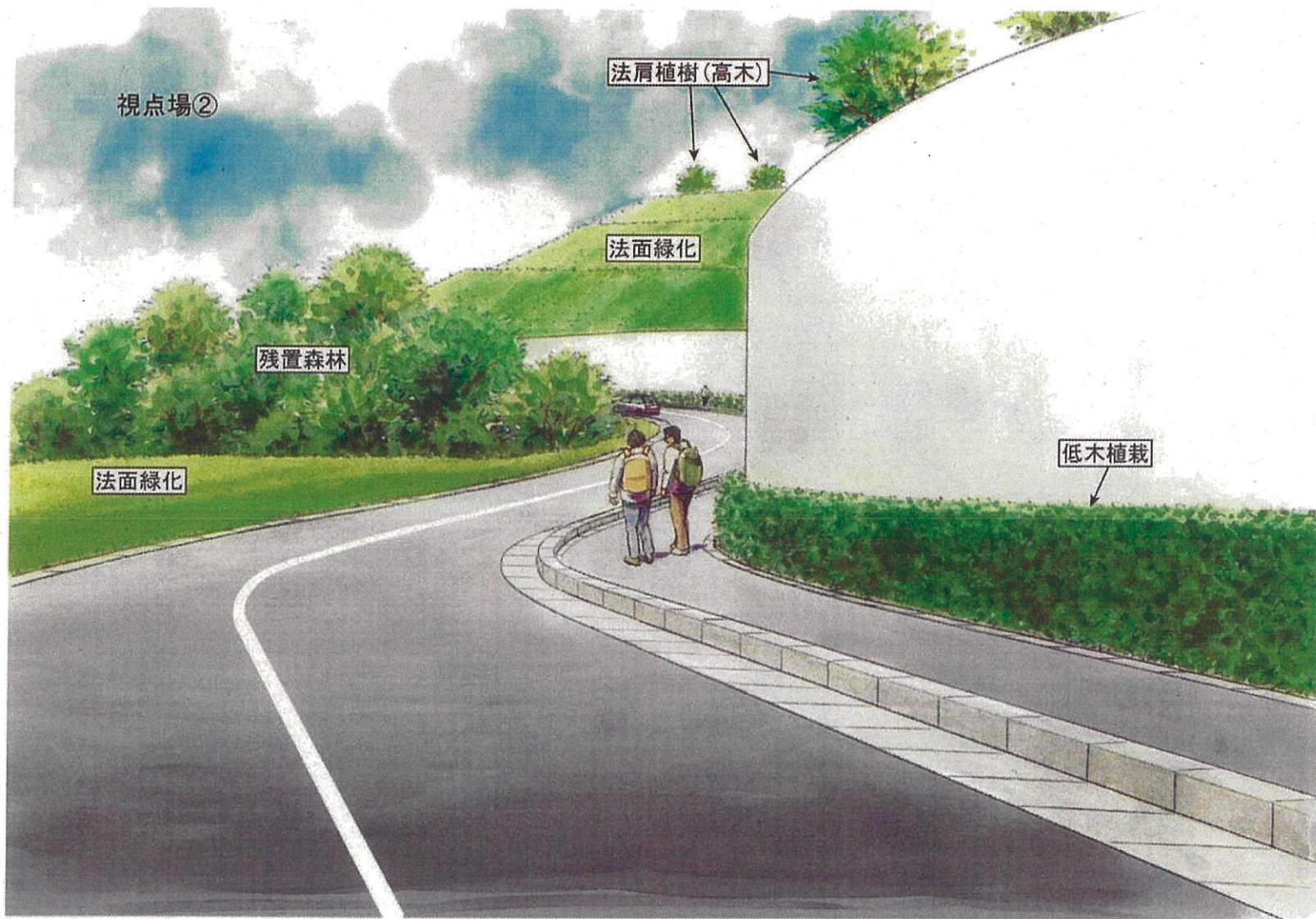


図 8 (2) 視点場②のイメージパース

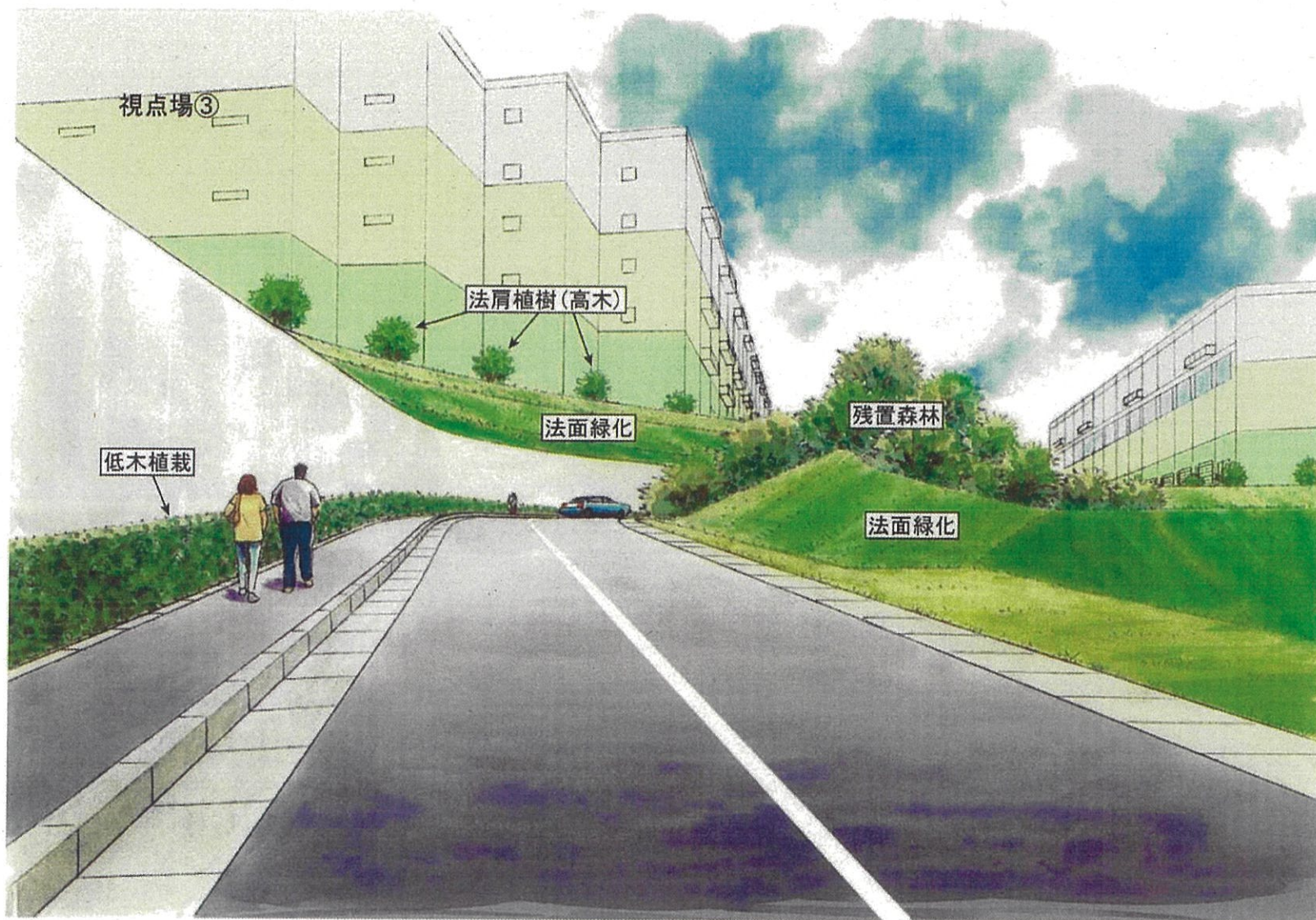


図8(3) 視点場③のイメージパース